

新型コロナウイルス感染症出席停止期間について

新型コロナウイルスに罹患した場合、学校保健安全法第 19 条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります（令和 5 年 5 月 8 日施行）。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」です。

これにより、「発症した後 5 日を経過」かつ「症状が軽快した後 1 日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後 5 日は出席停止となります。症状が軽快した日によって、出席停止期間が延長していきます（下表の例 5 参照）。

発症日は、病院を受診した日ではなく、発熱・呼吸器症状（咳やのど痛等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。

また、無症状で感染が分かった場合は、検体を採取した日から 5 日を経過するまでが出席停止期間となります（下表の例 6 参照）。

「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨いたします（新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さには個人差がありますが、発症 2 日前から発症後 7～10 日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています）。

新型コロナウイルス感染症出席停止早見表

		発症日	発 症 後							
		0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
例 1	発症後 1 日目に軽快した場合 (最低基準)	有症状	軽快	軽快後 1 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 2	発症後 2 日目に軽快した場合	有症状	有症状	軽快	軽快後 1 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 3	発症後 3 日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1 日目	発症後 5 日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 4	発症後 4 日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1 日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 5	発症後 5 日目に軽快した場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1 日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例 6	無症状（陽性）の場合	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

その後は、軽快した日によって出席停止日が順次延長されていきます。